

保護者様へ

山梨県PTA親子安全会

お子様のおけがの具合はいかがですか。

山梨県PTA親子安全会への申請につきまして、2022年度からの変更点等につきまして説明いたします。

山梨県PTA親子安全会は学校外でのけがにつきまして、お見舞い金を支払う制度です。2022年度からは自転車の自損事故（単独事故）が見舞金支払の対象になると共に証明書料が山梨県PTA親子安全会事務局負担となりました。

①「申請書」について

申請書は、保護者様にご記入をお願いします。

傷害事故の原因・発生状況につきましては、「いつ、どのような状況で、どこが、どうなったか、というように詳細にご記入をお願いします。

②「証明書」について

証明書は治療終了時に病院等に提出してご記入をお願いしてください。2022年度版からは、証明書料の欄が新たに加わりました。

証明書料は保護者様がいったんお支払いいただき、後日、山梨県PTA親子安全会事務局から学校を通じてお見舞い金と証明書料をお支払いいたします。

申請書と証明書が整いましたら、各校のPTA親子安全会を担当している先生に提出してください。

なお、ご不明の点につきましては、各校のPTA親子安全会を担当している先生、または、山梨県PTA親子安全会事務局までお問い合わせください。

山梨県PTA親子安全会事務局

Tel 055-228-1342

Fax 055-228-1289

Mail info@nasi-pta.chu.jp

1. 山梨県PTA親子安全会の加入対象となる学校

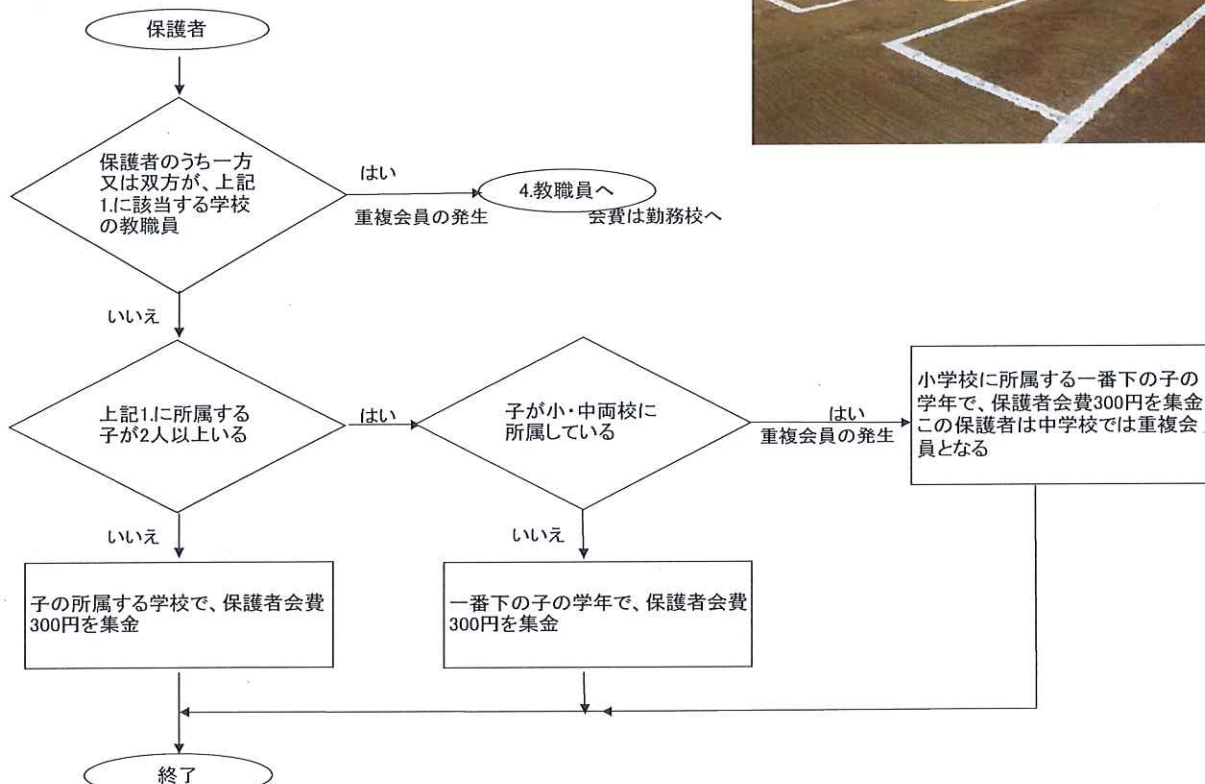
- ・山梨県内の公立小・中学校
 - ・山梨大学附属小・中学校
- 上記の学校に所属する児童・生徒の会費は1人につき400円

2. 加入対象とならない学校

- ・山梨県内の私立小・中学校
- ・山梨大学附属支援学校
- ・その他の学校(他県の学校や県立学校、高等学校等)

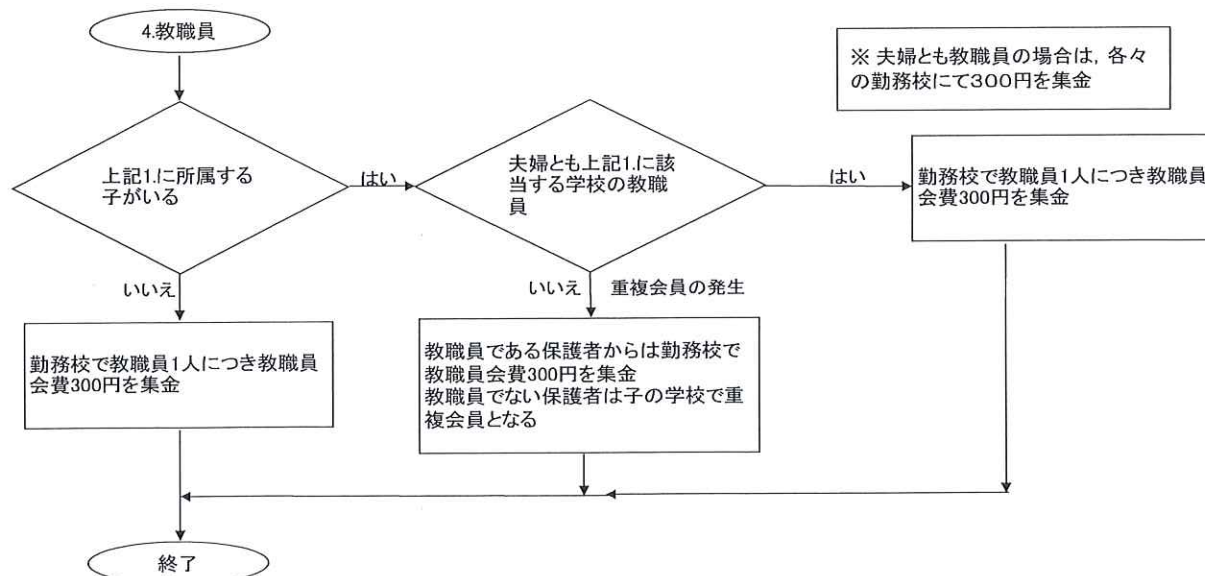
3. 保護者の集金方法

上記1.の学校に所属する児童・生徒を1人と数える



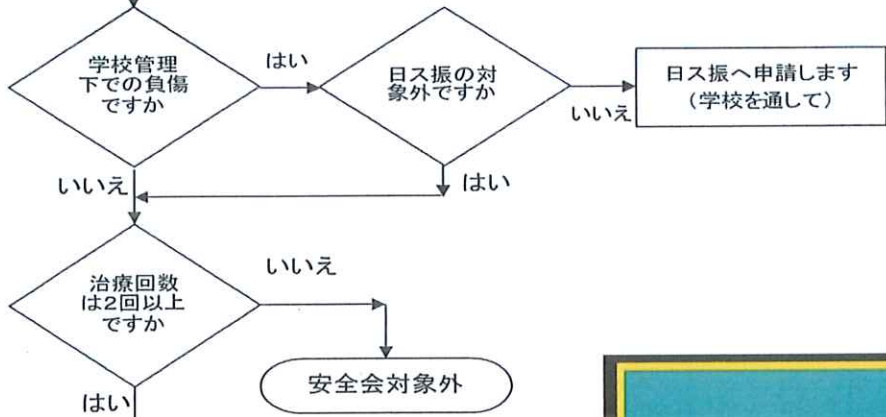
4. 教職員の集金方法

教職員は上記1.に該当する学校のPTA会員が対象



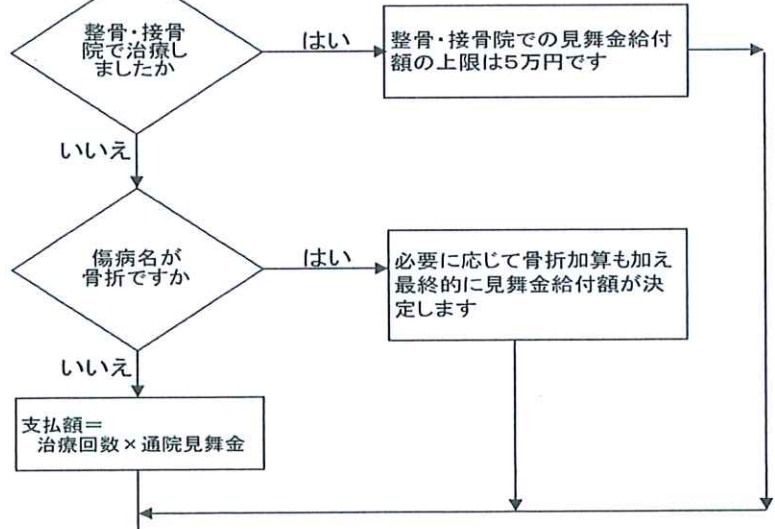
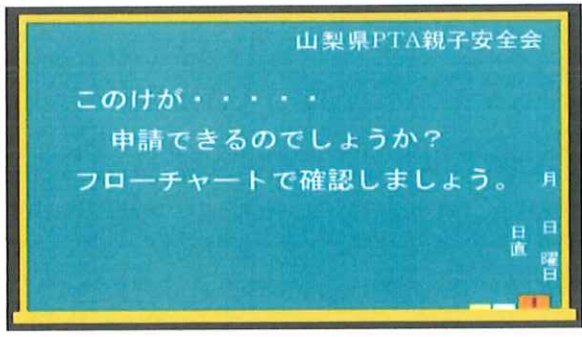
児童生徒の負傷事故発生

保護者・教職員に対しては別の規定によりお見舞金をお支払いします。



・見舞金請求申請書
・証明書(料金は一時立替後日見舞金と一緒に支払われる)

安全会へ申請します
(学校を通して)



審査運営委員会
(見舞金審査)

見舞金(上限10万円)の
支払決定

安全会から学校へ送金

※入院した場合は入院日数×入院見舞金を加算されます
 ※医療機関が複数の場合は規定に基づき見舞金計算されます
 ※最終的に審査運営委員会で見舞金給付額が決定されます
 ※治療の状況によっては規定より減額される場合もあります

親子安全会見舞金制度の手引き

もしも **けが** をしてしまったときは……

親子安全会から **見舞金** が給付されます。

～治療回数が **2回以上** のけがと、死亡の場合

申請により **見舞金** が支払われます～

区分	対象	事由	見舞金額	
死亡見舞金	児童生徒	日本スポーツ振興センター適用外 ※別項（☆見舞金申請のきまり①）参照	10万円	
	保護者・教職員	疾病・傷害を問わずいかなる場合も対象	10万円	
傷害見舞金 【整(接)骨院での治療は5割給付、上限5万円】	児童生徒	日本スポーツ振興センター適用外	入院	1,500円/1日
			通院	1,000円/1回
	保護者	1 PTA活動中 2 児童生徒対象の社会的行事参加中 (社会的行事：公的機関の主催共済行事)	入院	3,000円/1日
			通院	1,500円/1回
	教職員	1 PTA活動中 2 児童生徒対象の社会的行事参加中 3 勤務中	入院	3,000円/1日
			通院	1,500円/1回
後遺障害見舞金	児童生徒	後遺障害見舞金支払区分により査定された金額 (ただし、入・通院傷害見舞金と合算して10万円以内)		
	保護者・教職員			

※最終的に審査運営委員会で見舞金給付額が決定されますが、規定より減額される場合もあります。

☆見舞金申請の仕方（ご家庭でいただくこと）

- ① けがをして、保険診療のきく医療機関で **2回以上治療** した場合は申請ができます。
まず、学校から『PTA親子安全会見舞金請求申請書』と『証明書』の用紙をいただってください。
- ② 次に、『PTA親子安全会見舞金請求申請書』の太線内を記入してください。
申請書提出時の学年・組を記入してください。(中学卒業後の申請は中学校3年生時の学年・組を入力)
なお、原因・発生状況は、詳しく記入してください。
- ③ 『証明書』は、受診した医療機関等に記入を依頼してください。
証明書料は医療機関窓口でいったん立て替え払いしてください。お見舞金と合わせてお支払いします。
(2022年4月1日施行)
- ④ 市町村等による医療費助成制度を利用して窓口での負担が無料になっても申請できます。
- ⑤ ②と③を学校に提出してください。学校から山梨県PTA親子安全会事務局に提出されます。

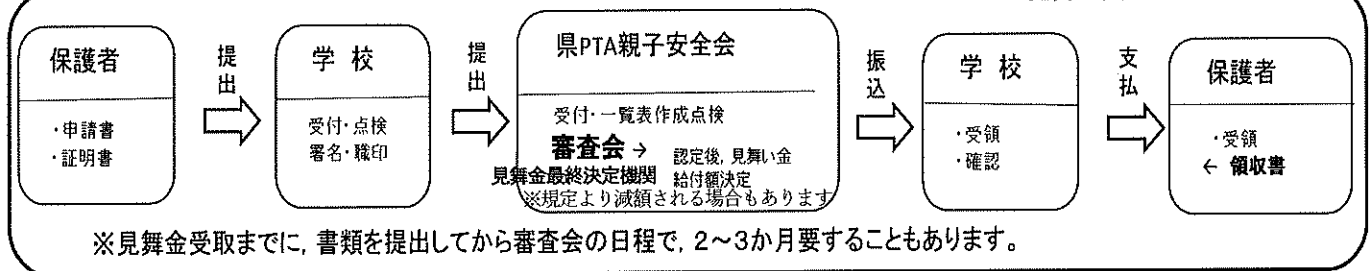
山梨県 PTA 親子安全会

☆見舞金申請のきまり (詳しくは各学校・山梨県 P T A 親子安全会事務局にお問い合わせください)

- ① 児童生徒は、学校生活中(学校管理下)以外の全てのけがと死亡が、見舞金制度の対象です。
児童生徒の学校生活中のけがの申請は、『日本スポーツ振興センター』です。
- ② 保護者・教職員は、P T A 活動中及び児童生徒を対象とした社会的行事参加中等のけがと、死亡 (理由を問わず) が対象です。
- ③ 2 回以上治療しないと申請できません。一傷害事故について申請は 1 回です。
- ④ 見舞金の対象期間は、けがをした日から 1 8 0 日間です。
- ⑤ 見舞金の申請は、治療が終わって 3 か月以内を目安にしてください。なお、けがをした日から 2 年過ぎての申請はできませんので注意してください。また、**医療費窓口無料制度**を利用して**も申請していただけます。**
- ⑥ 証明書料は医療機関窓口でいったん立て替え払いしてください。見舞金と一緒にお返しします。
- ⑦ 次の場合、見舞金は支払われません。

(ア) 『日本スポーツ振興センター』対象のけが	(イ) 本人の無免許・飲酒運転及び不正申請等
(ウ) 地震・噴火・台風等天変地異のけが等	(エ) 戦争・争議・紛争等によるけが等
(オ) 交通事故によるけが (ただし、自転車の自損事故のみ見舞金支払の対象となります)	

見舞金受取までの流れ



☆山梨県 PTA 親子安全会の概要

- ・山梨県 PTA 親子安全会は、昭和 50 年 (1975 年) 4 月 1 日に発足しました。
- ・昭和 61 年度 (1986 年) 定期総会で親子・教職員とも全員加入が、決議されました。
- ・平成 20 年度 (2008 年) から、保険業法の適用で見舞金支払規定が変わり、上限 10 万円です。

<ul style="list-style-type: none"> ① 生命安全への意識の高揚 ② 事故傷害への見舞金制度 ③ 社会的活動実践に向けての下支え 	}	を推進します。
---	---	---------

【会費】

児童生徒・・・年額 400 円

保護者 (一世帯)、教職員 (一人)・・・年額 300 円

山梨県 PTA 親子安全会事務局 (ご不明な点やご質問等ありましたらお問い合わせください。)

〒400-0031 甲府市丸の内3-33-7 ☎055-228-1342

扶助会の手引き

ご不明な点やご質問等ありましたら、山梨県PTA 扶助会事務局へお問い合わせください。

〒400-0031

甲府市丸の内3-33-7

☎055-228-1342

万一 保護者（会員）が亡くなった時は **厚生援助金**

PTA活動中や社会的行事参加中の事故で亡くなった時は **弔慰見舞金**

区分	対象	事由	見舞金額
厚生援助金	保護者	児童生徒の保護者（親権者）である会員死亡 （病気・事故等死亡の理由は問わない）	10万円
弔慰見舞金 （事故死亡の場合のみ）	児童生徒	PTA活動中による事故死亡 （日本スポーツ振興センターの適用外）	100万円
	保護者 教職員	PTA活動中による事故死亡	300万円
		児童生徒対象の社会的行事参加中による事故死亡 （社会的行事：公的機関の主催共催行事）	200万円
	教職員	勤務中による事故死亡	100万円

★申請から受取までの流れ

- ① 学校から扶助会の『厚生援助金・弔慰見舞金請求申請書』をいただいでください。
- ② その『厚生援助金・弔慰見舞金請求申請書』の上部太線枠内を記入してください。
- ③ ②を学校に提出してください。学校から山梨県PTA 扶助会事務局に提出されます。
- ④ 弔慰見舞金申請の場合は、行事等の要項を添付してください。
- ⑤ 扶助会認定委員会（年間9回開催）で認定後給付されます。
- ⑥ 厚生援助金は、学校の口座に振込まれます。
- ⑦ 弔慰見舞金は、受取人の指定口座に振込まれます。

※厚生援助金と弔慰見舞金の重複支給はありません。

※ 次の場合は給付できません（給付規程第5条より）

- (ア) 山梨県PTA親子安全会の会員としての会費を納めていない方
- (イ) 給付金発生の事由が発生してから正当な理由なく2年以上給付金の申請がなかった時
- (ウ) 給付受取事由が受取人の犯罪行為に起因する時
- (エ) 地震・噴火・台風・その他これに類似の天災に起因した事故による死亡（ただし、PTA会員として、救出作業に従事中の災害事故は除く）
- (オ) 戦争・争議・紛争等動乱に起因した傷害事故による死亡
- (カ) 1事故1団体への給付金が5,000万円を超えた場合、その超えた部分
- (キ) 原資金がなくなった時

★山梨県PTA扶助会の概要

- ・ 山梨県PTA扶助会は、山梨県PTA親子安全会旧制度の積立金を原資として、平成20年(2008年)4月1日に設立されました。
- ・ 会員は、山梨県PTA親子安全会の全会員が対象です。（扶助会としての会費は無料です。）
- ・ 目的は、(1) 保護者が死亡した場合に、残された児童生徒のための厚生援助
(2) PTA活動中、社会的行事参加中等の事故により死亡した場合の弔慰見舞
※(1)厚生援助金、(2)弔慰見舞金とも対象者一人当たりの金額です。
- ・ 扶助会と親子安全会は別組織です。親子安全会の死亡見舞金とは別に支払われます。

《山梨県 PTA 親子安全会 見舞金給付規定》

(目的)

第1条 本規定は、山梨県 PTA 親子安全会(以下「本会」と呼ぶ)定款第4条第1項1号および第2号の規定に基づき、本会会員に給付する共済事業(以下「見舞金給付」という)の運営に関する事項を定める。

(見舞金給付契約)

第2条 本会は、見舞金給付を行うため、単位 PTA 代表と見舞金給付契約を締結する。

2 見舞金給付契約を締結しようとする単位 PTA 代表者は、次の事項を厳守しなければならない。

(1) 毎年4月1日から6月1日までに本会所定の用紙に加入者総数及び会費総額を記入し、契約の申し込みをする。

(2) 会費は6月末までに本会指定の金融機関口座に入金するか、本会に持参し納入する。

(3) 契約の解除をしようとする単位 PTA 代表者は、4月1日から6月1日までその旨を書面にて本会に提出しなければならない。

(4) 前項を除き、毎年継続して契約の締結がなされたものとする。

(給付対象)

第3条 見舞金給付の対象となる傷害事故はそれぞれ次の通りとする。

1 児童生徒 日本スポーツ振興センターの対象とならない児童生徒の私生活全般から発生した傷害事故

2 保護者 PTAの主催又は共催の行事及び児童生徒を対象とした社会的行事等に参加中に発生した傷害事故。

3 教職員 上記保護者の場合の他、勤務中に発生した傷害事故。

(見舞金の種類・金額)

第4条 本会が給付する見舞金は別表1の通りとする。

(見舞金請求期間)

第5条 本会に見舞金を請求する場合は傷害事故発生日より180日を上限とす

る治療期間完了後、原則として3か月以内に医師等の証明書と単位 PTA 会長及び校長の職印のある見舞金請求申請書を提出しなければならない。事故発生日より、2年を経過して申請なき場合は請求出来ない。

(医師等の証明書料)

第6条 医師等の証明書料については事務局負担とする。

(免責事項)

第7条 本会の行う見舞金給付責任は、次の場合は免責となる。

1 日本スポーツ振興センターにおいて担保されている傷害事故。

2 本人の無免許運転中、飲酒運転中の事故、その他不正な申請。

3 地震、噴火、台風、その他これに類似の天災に起因した事故。ただし、PTA会員として救出作業に従事中の災害は除く。

4 戦争、争議、紛争など動乱に起因した傷害事故。

5 医師等の治療回数が2回未満の傷害事故。

6 交通事故による傷害事故(但し、自転車の自損事故のみ見舞金支払の対象とする)。

付則 平成17年10月1日改正

平成18年4月1日施行

付則 平成19年10月1日改正

平成20年4月1日施行

付則 平成21年2月7日改正

平成21年4月1日施行

付則 平成21年5月23日改正

平成21年10月1日施行

平成22年4月1日施行

付則 平成22年5月22日改正

平成23年4月1日施行

付則 平成23年10月8日改正

平成24年4月1日施行

付則 平成26年3月8日改正

平成26年4月1日施行

付則 平成28年2月6日改正

平成28年4月1日施行

付則 令和2年2月2日改正

令和2年4月1日施行

付則 令和4年2月5日改正

令和4年4月1日施行

付則 令和5年2月4日改正

令和5年4月1日施行

(別表1 見舞金の種類・給付金額)

区分	対象	事由	見舞金額	
死亡見舞金	児童生徒	日本スポーツ振興センター適用外 (※学校生活中以外の全てのけがが対象)	10万円	
	保護者・教職員	疾病・傷害を問わずいかなる場合も対象	10万円	
傷害見舞金 【整(接)骨院での 治療は5割給付、 上限50,000円】	児童生徒	日本スポーツ振興センター適用外	入院	1,500円/1日
			通院	1,000円/1回
	保護者	1 PTA活動中 2 児童生徒を対象とした社会的行事参加中 (※社会的行事とは公的機関の主開催行事)	入院	3,000円/1日
			通院	1,500円/1回
	教職員	1 PTA活動中 2 児童生徒を対象とした社会的行事参加中 3 勤務中	入院	3,000円/1日
			通院	1,500円/1回
後遺障害見舞金	児童生徒	後遺障害見舞金支払区分によって査定された金額。 (ただし入・通院傷害見舞金と合算して10万円以内)		
	保護者・教職員			

(付則)

- 第3条の場合において傷害事故発生日より180日以内に後遺障害が発生した場合は、後遺障害見舞金支払区分表及び嘱託医の見解を参考に、10万円を100%とし、後遺症の内容(程度)により割合を審査委員会において決定します。ただし、保護者及び教職員については、PTA活動中の事故については3倍、児童生徒を対象とした社会的行事参加中については2倍とします。また、入・通院の見舞金と合わせて10万円を超えないものとします。
- 傷害事故発生から180日間以内に、入・通院の後死亡した場合や後遺障害が重なる

場合も、見舞金の上限は合算で10万円を超えないものとします。

- 傷害見舞金支払い対象は、治療(受診)回数が2回以上の場合です。(同時傷害による、1日2科受診も治療2回と数えます一例、歯科と整形外科)
- 骨折(離断・骨端線損傷)については病医院で医師の治療を受けた時に限り、通院期間から治療回数を差し引いた日数の5分の1を治療回数として加算します。
- 整(接)骨院で治療を受けた時は、既定給付の五割とします。

注) この規定は、証明書の日付が2023年4月1日以降の事故傷害より適用します。

《山梨県PTA 扶助会給付規定》

(目的)

第1条 この規定は、山梨県PTA扶助会(以下「本会」と呼ぶ)定款第5条に基づき、本会が給付する厚生援助金及び弔意見舞金に関する事項を定める。

(給付の対象及び給付額)

第2条 遺児に対する厚生援助金(一時金)2と重複して支給しない

児童生徒の親権者たる会員が死亡した場合、遺児に対する厚生援助金として一律10万円を付与。死亡事由は問わない。

2 児童生徒・保護者・教職員に対する弔慰見舞金

- (1) P T A活動中の事故による死亡の場合
- ①児童生徒（日本スポーツ振興センターの対象とならない場合）……100万円
 - ②保護者・教職員 …………… 300万円
- (2) 児童生徒を対象とした社会的行事参加中の事故による死亡の場合
- 保護者・教職員 ……………200万円
- (3) 教職員の勤務中の事故による死亡の場合……………100万円

(給付金の請求手続)

第3条 本会に給付金を請求する場合は、下記書類を県P T A事務局へ提出（学校事務局経由）する。

- (1) 申請書
- (2) 第2条の2については、それぞれの場合を証明する要項

(給付金の受取人)

第4条 給付金の受取人は労働基準法施行規則第42条及び第43条の規定を適用する。ただし、この規則による受取人がいない場合は民法に定められた規定によるものとする。

(給付金の不支給・免責)

第5条 給付金請求事由が次に掲げる場合は給付金は給付出来ないものとする。

- (1) 山梨県P T A親子安全会の会員としての会費を納めていない者
- (2) 給付金発生事由が発生してから正

当な理由なく、2年以上給付金の請求がなかった時

- (3) 給付受取事由が受取人の犯罪行為に起因する時
- (4) 地震、噴火、台風、その他これに類似の天災に起因した事故による死亡。ただし、P T A会員として救出作業に従事中の災害事故は除く
- (5) 戦争、争議、紛争など、動乱に起因した傷害事故による死亡
- (6) 1事故1団体への援助金が5,000万円を超えた場合、その超えた部分
- (7) 原資金がなくなった時

(給付金の返済)

第6条 給付金受給者が前条の各号に抵触する事が明らかになった場合は給付金を返済する義務がある。

(規定の改廃)

第7条 この規定は山梨県P T A扶助会の理事会の議決を経なければ改廃する事が出来ない。

(施行期日)

第8条 この規定は平成21年4月1日から施行する。

付則 平成26年3月8日 改正
 平成26年4月1日 施行
 付則 平成28年2月6日 改正
 平成28年4月1日 施行

(給付の対象及び給付額)

区 分	対 象	事 由	金 額
厚生援助金	保 護 者	児童生徒の保護者(親権者)である会員死亡 (病気・事故等死亡の理由は問わない)	10万円
弔慰見舞金 (事故死亡の場合のみ)	児 童 生 徒	P T A活動中による事故死亡 (日本スポーツ振興センターの適用外)	100万円
	保 護 者 ・ 教 職 員	P T A活動中による事故死亡	300万円
		児童生徒を対象とした社会的行事参加中による事故死亡 (社会的行事とは、公的機関による主催共催行事)	200万円
	教 職 員	勤務中による事故死亡	100万円

医師会に依頼した文書です。できれば DL し証明書の裏面に印刷してください。

医療機関 各位

山梨県 P T A 協議会

山梨県 P T A 親子安全会

証明書発行料金（1000 円以下）について（お願い）

山梨県 P T A 親子安全会では、小・中学生が学校教育活動外で怪我をした場合、及び保護者・教職員が P T A 活動中や児童生徒対象の社会的行事参加中に怪我をした場合、お見舞い金を支払う制度を運営し、子育てを応援しております。

見舞金を含む運営に係る経費は、会費でまかなわれています。見舞金を申請する際には、治療を受けた医療機関様の証明書を添付することとなっておりますが、証明書料も親子安全会事務局で負担しております。

最近では、コロナ禍で運動や遊びを自粛していた子どもたちが、再び活発に活動するようになり、怪我や事故の件数も増加する一方で、少子化に伴い会費収入は年々減少しているため、このままでは原資を圧迫することになります。また、いつどんな災害や事故が発生するかわからないため、もしもの際に対応できなくなることに不安を抱いております。

つきましては、この山梨県独自の「子育て応援制度」を維持・継続させていくためには関係する医療機関の皆様のご理解とご協力が不可欠となります。

証明書は、一般の診断書とは異なり、治療経過の詳細を記載する必要はなく、診断名、治療期間（回数・治療日）、後遺症の有無（有りの場合は程度）を記入するだけの内容となっております。

各関係医療機関様におかれましては書類作成料金の設定があらうかと存じますが、どうか親子安全会の趣旨をご理解賜り、山梨県 P T A 親子安全会の証明書の発行料金につきましては、できる限り 1 0 0 0 円以下として頂きたくお願い申し上げます。なお、このことに関するお問い合わせは、山梨県 P T A 親子安全会の事務局までお願いいたします。

山梨県 P T A 協議会・親子安全会事務局

〒400-0031

甲府市丸の内 3-33-7 山梨県教育会館 5 階

Tel 0 5 5 - 2 2 8 - 1 3 4 2

Fax 0 5 5 - 2 2 8 - 1 3 8 0

保護者に「申請書」「証明書」を渡すときにお使いいただける説明書類です。必要に応じて DL してご活用ください。

<保護者様へ>

山梨県PTA親子安全会への申請について

このたびのおケガに対し、お見舞いを申し上げます。

山梨県PTA親子安全会は学校外でのケガに対して、お見舞い金を支払う制度です。2022年度からは自転車の自損事故（単独事故）が見舞金支払の対象になると共に、証明書料が山梨県PTA親子安全会事務局負担となりました（いったん保護者に立て替えて支払っていただき、見舞金と一緒にお返しします）。

①「申請書」について

申請書は、原則として保護者様にご記入をお願いしています。

傷害事故の原因・発生状況につきましては、「いつ、どのような状況で、どこが、どうなったか、というように詳細にご記入をお願いします。

なお、「放課後」というような書き方は学校管理下の事故と思われてしまいます。「帰宅後学校で遊んでいて」というように学校管理下の事故と誤解されないような表記にご留意ください。

②「証明書」について

証明書は治療終了時に病院等に提出して記入をお願いしてください。証明書料の欄に金額を記載していただければ、証明書料の領収書は必要ありません。

証明書料は保護者様がいったんお支払いください。後日、山梨県PTA親子安全会事務局から学校を通じてお見舞い金と合わせてお返しいたします。

申請書と証明書が整いましたら、各校のPTA親子安全会担当者にご提出ください。ご不明な点につきましては、山梨県PTA親子安全会事務局までお問い合わせください。（055-228-1342 山梨県PTA協議会内）

PTA親子安全会見舞金請求申請書 (2025年度版)

- ※治療回数が2回以上でなければ申請できません。
- ※傷害事故発生日から2年経過すると申請できません。(2016年4月1日 施行)
- ※証明書類は事務局負担となります。(2022年4月1日 施行)
- ※交通事故によるけがは対象外ですが、自転車の自損事故のみ親子安全会の対象となります。
(2022年4月1日 施行)

学校への 申請年月日	(西暦で)	年	月	日	
①障害(死亡)者の氏名					
○印 で 記入	児童・生徒	父母会員	教職員	年 組	生年月日
	ふりがな			(西暦で) 年 月 日生	
	氏名			(年齢 歳) 男・女	
②事故等の状況					
事故発生日時		(西暦で) 年 月 日 曜日 午前・午後 時頃			
事故発生場所 <small>※傷害の場合のみ記入 (死亡の場合は記入不要)</small>		県内 / 県外(県) / 海外(国) <small>(自宅, ○○公園, ○○道路等 具体的な場所)</small> []			
・傷害事故の原因・発生状況について (詳細に記入してください)。 ・事故発生後、初めて病院等にかかる までに8日以上たっている場合は、その 理由もお書きください。 (死亡の場合は原因を記入)					
③PTA・社会的行事活動中、スポーツ少年団・クラブチーム・地域クラブ等の事故傷害の場合は記入してください。					
行事について		参加した児童生徒の所属について			
主催者()		団体名()			
行事名()		種 目()			
④夜間や休日、遠方等で応急的に1回だけかかった場合は下に記入してください。					
病・医院名() ※2回以上かかった場合は証明書が必要です。					

救急に1回かかった場合は、ここに記入してください

上記のとおり相違なきため医師等の証明書を添えて見舞金の請求をいたします。

学校名		見舞金請求 担当者名	職名()
電 話			
校長名・印	[職印]	PTA会長名・印	[職印]

記入頂いた内容は、PTA親子安全会見舞金給付に関する資料としてのみ使用します。

※死亡(病死, 事故死等)の場合は医師の証明書は不要です。

この証明書は、山梨県医師会・山梨県歯科医師会のご協力により作成していただいております。

証明書料も医療機関様をご記入ください。

証明書料は保護者様にいったん立て替えてお支払いいただきます。後日見舞金と合わせてお返しいたします。(2022年4月1日 施行)

交通事故によるけがは対象外ですが、自転車の自損事故のみ親子安全会見舞金の対象となります。(2022年4月1日 施行)

山梨県PTA親子安全会

証 明 書

氏 名 (男・女)

生年月日 (西暦) 年 月 日

住 所 市・郡

事故発生日 (西暦) 年 月 日

※事故発生日から180日以内の状況をご記入ください。
180日を超えて記入してある場合は、通院治療回数が調整され減少します。

傷病名 (※必記)			
入院期間	(西暦で) 年 月 日から	(日間)	
	(西暦で) 年 月 日まで		
通院期間	(西暦で) 年 月 日から	(日間)	
	(西暦で) 年 月 日まで		
実質通院 治療回数	回	後遺症の有に○が付いているとき	
診 察 日 (往診も含む)	①後遺症が目視できる場合 保護者に承諾のうえ、けがの部分の画像データを事務局に送ってください。または申請の際に写真等を添付してください。		
	②後遺症が目視できない場合 日常や学校生活での影響等について、本人・保護者・担任などから聞き取って、文書でお知らせください。		
後遺症	有	その程度について記入	
	無		

永久歯の完全脱臼か所	8, 7, 6, 5, 4, 3, 2, 1	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8,	合計
または神経を抜いての治療か所	8, 7, 6, 5, 4, 3, 2, 1	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8,	本

証明書料 円

上記のとおり証明します。

(西暦で) 年 月 日

・病院名	(印)
(診療科)	
・所在地	
・電話番号	
・医師名	

